

二 前号に掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの

個人番号利用事務実施者である財務大臣、國税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表二十四の項、二十五の項、三十六の項、五十七の項又は百三十三の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第二項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行ふこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この項及び第九条第二項において「財務大臣等」という。）は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条

一 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、
健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証又は児童扶養手当証書

個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第三項第二号又は前条第一項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合に限り、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項（国外転出者にあっては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）の記載があるものに限る。）の是下のを受取ねばならない。

二 消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者から同法第四十二条の二に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項に規定する申告書の提出を受けるとき(当該申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載がある場合及び同条第二項又は第三項の規定により相続人から当該申告書の提出を受ける場合を除く。)。

青色申告書の提出を受けるとき(当該申告書に同法第二百二十二条第一項第一号若しくは第二号又は第二百二十三条第二項第六号若しくは第七号に掲げる金額の記載がある場合及び同法第二百二十四条又は第二百二十五条の規定により相続人から当該申告書の提出を受ける場合を除く。)。

五 前各号に掲げる措置をとることが困難であると認められる場合であつて、当該提供に係る申告書等に還付を受けるべき金額の記載がないときは、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額・雜損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たつて必要となる事項又は考慮すべき事情（以下この号において「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等を確認すること。個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合（国

四 稟税に関する法律の規定に基づく調査において確認した当該提供を行う者に係る事項その他の当該提供を行う者しか知り得ない事項を確認すること。

三 当該提供に係る申告書等又は当該申告書等と同時に財務大臣等に提出される国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の二第一項の規定による口座振替納付の依頼に係る書面若しくは地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十五条の規定による口座振替納付の請求に係る書面に記載されている預金口座又は貯金口座に係る名義人の氏名並びに金融機関及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号を確認すること。

一 前項第一号に掲げるいづれかの書類の提示を受けること。
二 当該提供に係る租税に関する法律の規定に基づき提出される書類(次号及び第五号において「申告書等」という。)に添付された書類であつて、当該是正をうながす者に付しては最

第一項第一号に掲げる書類（当該提供を行う者が国外転出者である場合にあっては、住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し。第六項及び第九条第四項において同じ。）に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもつて、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

第三章 個人番号と電子署名並びにその使用
による電子計算機と個人番号の提供を行ふ者の
使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続
した電子情報処理組織を使用して本人から個人
番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいづ
れかの措置をとらなければならない。

一 機構により電子署名（電子署名及び認証業
務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）
第二条第一項に規定する電子署名をいう。次
号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行
われた当該提供を行う者の個人番号及び個人
識別事項に係る情報であつて内閣総理大臣及
び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の

(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受ける場合であつて、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認め場合には、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

て、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号

外転出者にあつては、提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号並びに都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されるいる当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合。第九条第三項及び第五項第五号において司じ。」であつ

二
ハに掲げるもののほか、個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により、当該電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該提供を行ふ者であることを確認すること。
第四条 令第十三条の二(第二号)の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。
一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付

署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書）をい。以下この号及び第十条第二号において同じ。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（署名検証者等が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

□ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）の送信を受けること。

イ 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。
イ 前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあつては、第一条の二第一項第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの措置

四第二項及び第二十二条の五第二項において「主務大臣」という。)が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百三十三号)、次号ハにおいて「個人認証法」という。)第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者(次号ハにおいて「署名検証者等」という。)が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

務を行ふ者から個人番号の提供を受ける場合に
は、令第十二条第二項第一号に掲げる書類又は
第六条第二項の書類に記載された当該代理人の
個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若
しくは主たる事務所の所在地（以下この項にお
いて「個人識別事項等」という。）について、
同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法
第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は
税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五
十五号）第二十六条第一項の書面に記録され
て、第七条第二項又は前項の規定による書類の
提示を受けることに代えることができる。
個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上
て、個人情報ファイルを作成している場合であ
り、当該個人識別事項等を確認する場合であ
り、個人番号利用事務等を処理するに当たつ
て、個人番号利用事務等を処理するに当たつ
て、当該特定個人情報ファイルに記録されている
個人番号その他の事項を確認するため電話によ
り本人の代理人から個人番号の提供を受けると
きは、令第十二条第二項第一号又は第二号に掲
げる書類の提示を受けることに代えて、本人及
び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号
利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受
けることにより、当該提供を行う者が当該特定
個人情報ファイルに記録されている者の代理人
であることを確認しなければならない。
個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人
から個人番号の提供を受ける場合であつて、そ
の者と雇用関係にあることその他の事情を勘案す
し、その者が令第十二条第二項第一号に掲げる
書類に記載されている個人識別事項により識別
される特定の個人と同一の者であることが明らか
であると個人番号利用事務実施者が認める場
合には、令第十二条第二項第二号又は第七条第
二項に掲げる書類の提示を受けることを要しな
い。

二 都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項（国外転出者にあっては、都道府県知事保存本人確認情報（国外転出者にあっては、当該都道府県知事保存本人確認情報及び個人識別事項）を確認すること）

（当該都道府県知事保存本人確認情報（国外転出者にあっては、当該都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号及び個人識別事項）を確認すること）

三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること（国外転出者にあっては、本人に係る都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号及び個人識別事項）

（当該都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること）

四 番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）

五 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。

六 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者に適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

七 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法第二百二十九条又は消費税法第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去世に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第二項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

一 所得税法第一百四十三条の承認を受けている居住者の代理人又は同法第一百六十六条规定による

て準用する同法第百四十三条の承認を受けている非居住者の代理人から同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書の提出を受けたとき（当該申告書に同法第百二十二条第一項第一号若しくは第二号又は第百二十三条规定する二項第六号若しくは第七号に掲げる金額の記載がある場合及び同法第百二十四条又は第五条二十五条の規定による当該申告書の提出を相続人の代理人から受ける場合を除く。）。

二 消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者の代理人から同法第四十五条第一項に規定する申告書又は同法第四十五条第一項に規定する申告書の提出を受けるとき（当該申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載がある場合及び同条第二項又は第三項の規定による当該申告書の提出を相続人の代理人から受けた場合を除く。）。

（電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことなどを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により、当該提供を行う者が本人の代理人として当該提供を行うことを確認すること。

二 代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適正と認める方法により、当該電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使つて個人番号を当該提供を行う者であることを確認すること。

三 次に掲げるいずれかの措置により、本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

イ 前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置

ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号を

利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により当該書類に係る電磁的記録の送信を受けること。

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならぬい。

第一条の二第一項及び第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一条の二第二項、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十三条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項（第二号を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村

長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けたとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民投票の記載事項について申告を受けることその他個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」であるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあっては、第一条の二第一項第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別番号により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、「以上」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受けた市町村長が適当と認めるもの」と、同項第一号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号中「前条第五項第一号から第五号までに掲げる市町村長が適当と認めるもの」と、第十一条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号中「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第一項又は第四条第一項において準用する第二条第三項若しくは前項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条规定第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けた者が法定代理人である場合には、交付市町村長等が必要と認める場合に限るものとする。

（交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類）

第十四条 令第十三条规定第五項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 二 交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人以外の者である場合には、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条 令第十三条规定第五項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合には、同条中第一号から第三号までの規定の適用について、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 令第十三条规定第五項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる以上の書類を含むものとする。

- 一 第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認めるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行される、又は発給された書類その他これに類する書類であつて交付市町村長等が適当と認められるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

一 前項第一号に掲げる書類

二 第二条第三項第一号に掲げる書類その他の
交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者
の個人識別事項の記載があるものに限
る。）

三

一 第一項第二号に掲げる書類

二 第二条第三項第一号に掲げる書類その他の
交付市町村長等が適当と認める二以上の書類
には、次に掲げる書類の提示を受けるものとす
る。

（交付申請者の個人識別事項の記載があるもの
に限る。）

（訳文の添付）

第十七条 個人番号利用事務等実施者は、法、令
又はこの命令の規定により個人番号の提供を行
う者から提示又は提出を受けることとされてい
る書類が外国語により作成されている場合には、翻
訳記者を明らかにした訳文の添付を求める
ことができる。

（特定個人情報を提供することができる住民基
本台帳法の規定）

第十八条 令第十九条の主務省令で定める住民基
本台帳法の規定は、同法第十二条の四第三項若
しくは第四項（同法第三十条の五十一の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）、第十二
条の五、第十三条、第十四条第一項、第十五条
の四第五項において準用する第十二条第五項
(同法第三十条の五十一の規定により読み替えて
適用する場合を含む。)、第二十二条第一項、
第二十四条の二第三項若しくは第六項、第三十二
条の八、第三十条の十第一項第三号、第三十三条
の十一第一項第三号、第三十条の十二第一項第
三号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三
十条の十五第二項、第三十条の二十第一項、第三
十条の三十五又は第三十四条第一項若しくは
第二項の規定とする。

（特定個人情報を提供することができる地方税
法の規定）

いて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) 第八条の二第一項若しくは第二項、第八条の三第一項若しくは第三項、第十九条の六、第二十条の三第一項、第二十二条の四第一項、第四十一条第三項、第四十六条第一項から第三項まで、第五十三条第六十二項若しくは第六十三項、第五十五条の三、第五十八条第四項若しくは第六項、第六十三条、第七十二条の二第五第二項(同条第六項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第四項(同法第七十二条の二十五第七項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十九第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第五项(同法第七十二条の四十、第七十二条の四十八の二第二项若しくは第六项、第八项若しくは第十二项若しくは第四项、第七十三条の二十二、第七十三条の二十三、第七十四条の五十四第三项、第七十二条の五十七の三、第七十二条の九十四、第七十三条の十八第四项、第七十三条の二十一第三项若しくは第四项、第七十三条的二十二、第七十三条的二十三、第七十四条的十九、第一百四十四条の八第四项、第一百四十四条的九第二项若しくは第九项、第一百四十四条的三十四第四项、第一百四十四条的三十五第四项、第三百二十二条的七的十四、第三百二十二条的十四第四项若しくは第六项、第三百二十二条的十五第一项若しくは第三项、第三百四十九条的四第六项若しくは第四项、第三百五十四条的二(同法第七百四十五条第一项において読み替えて準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一项若しくは第四项(同法第四百一十七条的第一项、第三百五十四条的二(同法第七百四十五条第一项において読み替えて準用する場合を含む。)、第三百八十九条的第一项若しくは第四项若しくは第五项若しくは第五号、第四百一十七条的二项、第四百一十九条的第一项、第四百二十二条的二项、第四百一十九条的三项において準用する同条的第一项、第五项若しくは第七项、第七百四十四

条、第七百四十三条第一項若しくは第二項又は
第七百四十四条の規定とする。
(地方税法等の規定により提供される特定個人
情報の安全を確保するために必要な措置)

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)
第二十条 (令第二十二条第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
一 令第二十二条第一号に規定する記録に係る第七百四十四条の規定とする。
二 第七百四十三条第一項若しくは第二項又は

2 の日の三十日前までに、当該中期計画を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第二十一条の三 機構に係る法第三十八条の九第一項第三号に規定する主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

二 は 次に掲げるものとする。
一 人事に関する計画

事項

(年度計画の記載事項等)

規定する年度計画には、中期計画に定めた事項
に關し、当該事業年度において実施すべき事項

は開口する事無く、年次にわざわざ記載しなければならない。

2 機構は、法第三十八条の十後段の規定により

年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出

しなければならない。

(業務実績等報告書)

第二十一条の五 機構は係る法第三十九条の十一
第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上

欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応

じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければ
ならない。その際、機構は、当該報告書が同条

第一項の評価の根拠となる情報を提供するため

に作成されるものであることに留意しつつ、機

構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年 一 当該事業年度における業務

度におけるの実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が云第三（ミ）

は、当該業務が法第三十九条の八第二項第二号に掲げる事項に

自ら評価を
から二まで 同項第三号及び第
四号に掲げる事項に係るもので
す。上記共

行つた結果を明らかに

した報告書に掲げる事項を明らかにしたも

中期計画及び年度計画の実

施状況

口 当該事業年度における業務運営の状況	<p>ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る人員に関する情報</p>
二 中期目標	<p>一 当該業務が法第三十八条の八第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
三 業務の実績及び当該実績についての自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が法第三十八条の八第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p>

二 ニ 情 報 数 値 間 に お け る 毎 年 度 の 当 該 指 標 の 当 該 業 務 に 係 る 人 員 に 関 す る	二 当該業務が法第三十八条の 八第二項第二号から第四号まで に掲げる事項に係るものである 場合には、前号に掲げる業務の 実績について機構が評価を行つ た結果。なお、当該評価を行つ た結果は、次のイからハまでに 掲げる事項を明らかにしたもの でなければならない。	二 当該業務が法第三十八条の 八第二項第二号から第四号まで に掲げる事項に係るものである 場合には、前号に掲げる業務の 実績について機構が評価を行つ た結果。なお、当該評価を行つ た結果は、次のイからハまでに 掲げる事項を明らかにしたもの でなければならない。	二 当該期間における毎年度の 当該業務に係る人員に関する 情報
三 中 期 目 標 の 期 間 に お け る 業 務 の 実 績 及 び 評 価 を 行 つ た 結 果 を 明 ら か に す る 報告書	理由 ロ 業務運営上の課題が検出さ れた場合には、当該課題及び當 該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された 改善方策のうちその実施が完了 した旨の記載がないものがある 場合には、その実施状況	理由 ロ 業務運営上の課題が検出さ れた場合には、当該課題及び當 該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された 改善方策のうちその実施が完了 した旨の記載がないものがある 場合には、その実施状況	三 中 期 目 標 の 期 間 に お け る 業 務 の 実 績 及 び 評 価 を 行 つ た 結 果 を 明 ら か に す る 報告書
四 中 期 目 標 と 中 期 計 画 の 実 施 状 況 ロ 当 該 期 間 に お け る 業 務 運 営 の 状 況 ハ 当 該 業 務 に 係 る 指 標 が あ る 場 合 に お け る 每 年 度 の 当 該 指 標 の 数 値 二 当 該 業 務 に 係 る 人 員 に 関 す る 情 報 二 当 該 業 務 が 法 第 三 十 八 条 八 第 二 項 第 二 号 か ら 第 四 号 ま で	四 中 期 目 標 と 中 期 計 画 の 実 施 状 況 ロ 当 該 期 間 に お け る 業 務 運 営 の 状 況 ハ 当 該 業 務 に 係 る 指 標 が あ る 場 合 に お け る 每 年 度 の 当 該 指 標 の 数 値 二 当 該 業 務 に 係 る 人 員 に 関 す る 情 報 二 当 該 業 務 が 法 第 三 十 八 条 八 第 二 項 第 二 号 か ら 第 四 号 ま で	四 中 期 目 標 と 中 期 計 画 の 実 施 状 況 ロ 当 該 期 間 に お け る 業 務 運 営 の 状 況 ハ 当 該 業 務 に 係 る 指 標 が あ る 場 合 に お け る 每 年 度 の 当 該 指 標 の 数 値 二 当 該 業 務 に 係 る 人 員 に 関 す る 情 報 二 当 該 業 務 が 法 第 三 十 八 条 八 第 二 項 第 二 号 か ら 第 四 号 ま で	四 中 期 目 標 と 中 期 計 画 の 実 施 状 況 ロ 当 該 期 間 に お け る 業 務 運 営 の 状 況 ハ 当 該 業 務 に 係 る 指 標 が あ る 場 合 に お け る 每 年 度 の 当 該 指 標 の 数 値 二 当 該 業 務 に 係 る 人 員 に 関 す る 情 報 二 当 該 業 務 が 法 第 三 十 八 条 八 第 二 項 第 二 号 か ら 第 四 号 ま で

附則

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一条から第十二条まで、第十三条から第十八条（住民基本台帳法第三十条の十三、第三十三条の十四及び第三十条の十五第二項に係る部分に限る。）まで及び第二十二条（同条の表第十二条第一項の項から第十二条第三項及び附則第二条第三項の項までに係る部分を除く。）並びに次条第一項及び第二項の規定は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。次項及び第三項において「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている者から個人番号の提供を受ける個人番号利用事務等実施者についての第一条及び第七条第一項の規定の適用については、第一条第一号中「運転免許証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、第七条第一項第一号中「第一条」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第一条」と規定により読み替えて適用する第一条」とする。

住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとるものとされた領事官若しくは市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者から個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長についての第十二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「特別永住者証明書」とあるのは、「運転免許証」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、「特別永住者証明書」と、同条第二項中「第七条第一項第一号中」とあるのは、「第七条第一項第一号中「又は」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード又は」ととする。
(地方消費税の譲渡割に関する特定個人情報の提供に係る特例)

第三条 地方税法附則第九条の四の規定の適用がある場合には、第十九条の規定の適用については、同条中「又は第七百四十四条」とあるのは、「第七百四十四条又は附則第九条の十三第一項若しくは第二項」とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前における第十九条の規定の適用については、同条中「第五十三条第四十項若しくは第四十一項」とあるのは、「第五十三条第四十六項若しくは第四十七項」と、「第七十二条の二第五第二項」とあるのは、「第六十五条の二第二項から第三項まで、第七十二条の二十五第一項」とする。

府・総務省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一二月二四日内閣
府・総務省令第五号）
この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三項の改正規定は平成二十八年一月一日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二十二条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則（平成二八年三月三一日内閣府・
総務省令第二号）
この命令中第十九条の改正規定は平成二十八年四月一日から、第一条第三項の改正規定は平成三十一年十月一日から施行する。
附 則（平成二九年三月三一日内閣府・
総務省令第七号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年一二月八日内閣府・
総務省令第七号）
（施行期日）
この命令は、平成三十年一月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に所徴税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四号又は消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書を提出した者（所得税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十一号）の施行の日前において、同法による改正後の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第六十六条の二の規定を適用することとしたならば、同条に規定する申告をしなければならない者を含む。）のうち、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の所得税法第一条第一項第三十七号に規定する確定申告書又は消費税法第二条第一項第十七号に規定する確定申告書等若しくは第四十二条の二に規定する中間申告書の提出にお

附 則（平成二十九年一二月一八日内閣府・総務省令第一号）
この命令は、平成三十三年四月一日から施行する。
この命令は、平成三十一年一月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月二九日内閣府・総務省令第二号）
この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則（令和元年五月三一日内閣府・総務省令第一号）
この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則（令和元年六月一二日内閣府・総務省令第四号）
この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二十号）の施行の日から施行する。
附 則（令和二年五月一一日内閣府・総務省令第六号）
この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。

附 則（令和三年八月二七日内閣府・総務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、令和三年九月一日から施行する。（中期計画の認可申請に係る経過措置）

第二条 この命令の施行日を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係るこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条の二第二項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始日の三十日前までに」とあるのは「令和三年九月一日以後最初の中期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

附 則（令和三年一一月三〇日デジタル

府・総務省令第一号）

この命令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二五日デジタル

府・総務省令第三号）

この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日デジタル

府・総務省令第六号）

この命令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に改める部分は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日デジタル

府・総務省令第一三号）

この命令は、令和五年二月六日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日デジタル

府・総務省令第四号）

この命令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定（第七十二条の二十九第二項）を「第七十二条の二十九第二項若しくは第六項」に改める部分を除く。）は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年五月二〇日デジタル

府・総務省令第六号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月二四日デジタル

府・総務省令第一〇号）

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

附 則（令和六年七月一日デジタル

府・総務省令第一三号）

この命令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。